

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム清心苑 利用契約書

1割負担・2割負担・3割負担共通

◆◆目次◆◆

<利用契約書>

第一章 総則

- 第1条(契約の目的)
- 第2条(施設サービス計画の決定・変更)
- 第3条(介護保険給付対象サービス)
- 第4条(介護保険給付対象外のサービス)
- 第5条(運営規程の遵守)
- 第6条(用語の定義)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第7条(サービス利用料金の支払い)
- 第8条(利用料金の変更)

第三章 事業者の義務等

- 第9条(事業者及び従事者の義務)
- 第10条(身分証携行の義務)
- 第11条(秘密保持・個人情報の保護)
- 第12条(従事者の禁止行為)

第四章 契約者の義務

- 第13条(契約者の事業所利用上の注意義務等)
- 第14条(契約者の禁止行為)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第15条(損害賠償責任)
- 第16条(損害賠償がなされない場合)

第六章 契約の終了

- 第17条(契約の終了事由)
- 第18条(契約者からの中途解約等)
- 第19条(契約者からの解約等)
- 第20条(事業者からの解約等)
- 第21条(契約の終了に伴う援助)

- 第22条(契約者の入院に係る取り扱い)
- 第23条(居室の明け渡しー精算ー)
- 第24条(残置物の引取等)
- 第25条(一時外泊)

第七章 その他

- 第26条(身元引受人)
- 第27条(苦情への対応)
- 第28条(特例入所と介護度変更に伴う契約の取扱)
- 第29条(契約外事項)
- 第30条(契約当事者の変更)

<重要事項説明書>

1. 事業者
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所して頂く場合
(契約の終了について)
7. 身元引受人について
8. 緊急時における対処方法
9. 身体拘束の禁止
10. 虐待防止の為の措置
11. 事故発生時の対応
12. 苦情の受付について
13. 事業所利用の留意事項
14. 個人情報の提供に係る同意書
15. 写真・動画に係る同意書

社会福祉法人 清心会

令和6年8月改定

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人清心会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム清心苑（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第17条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、3か月に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的援助、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 契約者に対する居住施設の提供
 - 四 その他別に定めるところに従って行うサービス
- 2 前項の他、事業者は、日常生活に必要なサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条(運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第6条(用語の定義)

本契約において、「従事者」とは、事業者がサービスを提供するために使用する者のことを言います。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条(サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者を支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを「償還払い」と言います。))

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、重要事項説明書に定める標準負担額と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月10日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 6 第4条第1項の居住施設の提供の費用(居住費)は、医療機関等への入院中及び外泊期間中の場合も契約者が負担するものとします。

第8条(利用料金の変更)

- 1 サービス利用料金並びに食事に係る標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 サービス利用料金(食費・居住費の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第9条(事業者及び従事者の義務)

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及び従事者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
- 7 事業者は、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間

保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第10条(身分証携行の義務)

従事者は、常に身分証を携行し、契約者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第11条(秘密保持・個人情報の保護)

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項(個人情報を含む)を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は以下の場合に限り契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員又は介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、契約者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 上記(一)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、契約者が体調を崩し又はケガ等病院へ行った時で、医師・看護師等に説明をする場合
 - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 3 契約者は本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第12条(従事者の禁止行為)

従事者は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 金銭又は品物の授受
- 二 宗教活動、政治活動、営利活動
- 三 契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第四章 契約者の義務

第13条(契約者の事業所利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は、契約者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 14 条(契約者の禁止行為)

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外で喫煙すること。
- 二 従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- 三 その他決められた以外の物品を持ち込むこと

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 15 条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。本契約第 11 条に定める（秘密保持・個人情報の保護）に違反した場合も同様とします。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 16 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、契約者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくは従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第六章 契約の終了

第 17 条(契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・2と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約された場合

第 18 条(契約者からの中途解約等)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 8 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表明した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第7条第5項の規定は、本条に準用されます。

第 19 条(契約者からの解約等)

契約者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- 一 事業者もしくは従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従事者が第 11 条に違反した場合
- 三 事業者もしくは従事者が故意又は過失により契約者及び契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条(事業者からの解約等)

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 契約者が概ね3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - 五 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して提供したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第 21 条(契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、契約者が事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 22 条(契約者の入院に係る取り扱い)

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、概ね 3 か月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

第 23 条(居室の明け渡し―清算―)

- 1 第 17 条により本契約が終了する場合において、契約者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、契約者の居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに契約者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合に

は、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

- 3 契約者は、第21条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで契約者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第5項を準用します。

第24条(残置物の引取等)

- 1 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物(高価品を除く)がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書の場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

第25条(一時外泊)

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね7日以内の期間で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第26条(身元引受人)

- 1 事業者は、契約者に対し、身元引受人の指定を求めます。但し、社会通念上、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められた場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務について、契約者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合の入院手続
 - 二 契約終了の場合の契約者の適切な受入先の確保
 - 三 契約者が死亡した場合の遺体の引き取り及び遺留金品の処理その他の必要な処置
 - 四 本契約の有効期間中は、契約者の最善の利益を図るよう努めること。

第 27 条(苦情への対応)

1 契約者及びその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、苦情申立機関にいつでも苦情を申し立てることができます。

なお、事業者の苦情申立窓口は、次のとおりです。

電話 0584-93-0510 FAX 0584-93-0585

2 事業者は、契約者に提供したサービスについて、契約者又はその家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

第 28 条(特例入所と介護度変更に伴う契約の取扱)

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則、要介護3以上の方に限定されます。

ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合(次の「特例入所の要件」に該当する場合)には、特例的に入所が認められます。

【特例入所の要件】

- 1 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- 2 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- 3 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- 4 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

〈 介護度変更に伴う契約の取扱 〉

平成27年4月1日以降に入所された方

要介護3以上の方 ⇒ 要介護1・2に改善した方で引き続き入所を希望される場合は、上記の特例入所の要件に該当している必要があります。

特例入所の要件に基づき入所された要介護1・2の方 ⇒ 特例入所の要件に該当しなくなった方は、退所していただく場合があります。

第 29 条(契約外事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者と事業者の協議により定めます。

第 30 条(契約当事者の変更)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム清心苑 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清心会
- (2) 法人所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目303番地
- (3) 電話番号 0584-93-0510
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 洋一
- (5) 設立認可日 平成16年7月7日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設・平成23年7月25日指定
岐阜県2172101111号

- (2) 事業所の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる用に支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 清心苑
- (4) 事業所の所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目303番地
- (5) 電話番号 0584-93-0510
- (6) 統括施設長(管理者)氏名 清水 洋一
施設長氏名 佐久間 弘幸

- (7) 当事業所の運営方針

契約者の基本的人権を尊重し、個別のケアプランに基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の生活が継続できるように配慮し、入浴、食事、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理の世話をを行うことにより、身体的、精神的、社会的側面において適切な介護サービスを提供いたします。

緑に囲まれた美しい自然の中の事業所として、文化的な生活環境を整え、家族や地域との連携を重視し、お一人お一人のライフスタイルが継続されるよう援助いたします。

- (8) 開設年月 清心苑南館(平成17年7月25日)、清心苑北館(平成24年1月23日)
- (9) 入所定員 160人(清心苑南館80人、清心苑北館80人)

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。契約者の心身の状況や居室の空状況を考慮し、居室を決めさせていただきます。

(1) 清心苑南館

居室・設備の種類	室数	備 考	
2階 個室	8室	トイレ付	洋室 8室
	32室	トイレ無	洋室 28室 和室 4室
3階 個室	8室	トイレ付	洋室 8室
	32室	トイレ無	洋室 28室 和室 4室
合 計	80室		
食堂(共同生活室)	8室	10室単位の共同生活室	
機能訓練室	1階	[主な設置機器] 平行棒、各種ゲーム	
	2階	[主な設置機器] 平行棒 リハビリ機器	
	3階	[主な設置機器] 平行棒	
浴室	1階	リフト浴、一般浴(個浴)	
	2階	車椅子浴、一般浴(個浴)	
	3階	車椅子浴	
医務室	1室	3階	

(2) 清心苑北館

居室・設備の種類	室数	備 考	
1階 個室	20室	トイレ無	洋室 18室 和室 2室
2階 個室	40室	トイレ無	洋室 36室 和室 4室
3階 個室	20室	トイレ無	洋室 18室 和室 2室
合 計	80室		
食堂(共同生活室)	8室	10室単位の共同生活室	
機能訓練室	1階	[主な設置機器] 平行棒	
	2階	[主な設置機器] 平行棒	
	3階	[主な設置機器] 平行棒	
浴室	1階	車椅子浴	
	2階	車椅子浴	
	3階	車椅子浴	
医務室	1室	3階	

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	計	常勤	非常勤	専従	業務内容	資格
				兼務		
管理者	1	1	0	兼務	業務の総括	施設長
介護職員	74	55	15	専従	生活上必要な介護の提供	介護福祉士 31人
		4	0	兼務		初任者等 43人
介護支援専門員	2	2	0	専従	居宅介護サービス計画の作成	介護支援専門員
生活相談員	2	2	0	専従	日常生活に必要な全ての相談	社会福祉士 1人
						社会福祉主事 1人
看護職員	6	2	4	専従	健康管理等看護の提供	看護師 3人
						准看護師 3人
機能訓練指導員	2	2	0	兼務	機能訓練の提供	理学療法士 看護師
管理栄養士 栄養士	2	2	0	兼務	食事の栄養管理と提供	管理栄養士 栄養士
歯科衛生士	1	1	0	兼務	口腔機能維持管理	歯科衛生士
事務職員	6	6	0	兼務	必要な事務	
医師	1	0	1	兼務	医学的管理	

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 13:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:00～16:00 8名 日中： 8:30～17:30 32名 遅番： 12:00～21:00 16名 夜間： 17:00～翌日9:00 8名 2ユニットごとに1人配置
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2名
4. 機能訓練指導員	日中： 8:30～17:30 1名
5. 管理栄養士	日中： 8:30～17:30 1名
6. 歯科衛生士	日中： 8:00～17:00 1名

※但し、配置人員の都合により、勤務時間帯を変更する場合があります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（自己負担額は目安です。）

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(食事・居住費に係る標準自己負担額を除く)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して共同生活室等にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:7:30～8:30 昼食:12:00～13:00 夕食:18:00～19:00

②入 浴

- ・一般浴、リフト浴、機械浴、シャワー浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師、看護職員、歯科衛生士及び管理栄養士が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、適宜、着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事・居住費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆地域区分7級地設定により1単位 10.14円となります。

☆契約者の自己負担額は（1割・2割・3割）となります。 単位:円

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護費(1割)	680	751	827	899	969
介護費(2割)	1,359	1,501	1,653	1,797	1,937
介護費(3割)	2,038	2,251	2,480	2,696	2,905

☆食事に係る費用の食材費及び調理費用は、全額自己負担となります。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆入院又は外泊をされた場合は、上記介護費に変わり、入院・外泊時契約者負担額が1日に付き1割負担 250円、2割負担 499円、3割負担 749円を6日以内適用されます。(契約書第22条、第25条参照)

☆当事業所は上記介護費のほかに次の加算が適用されます。(該当する場合のみ)

(1日につき該当する場合のみ) 単位:円

加算項目	/日	自己負担額<1割>	自己負担額<2割>	自己負担額<3割>
日常生活継続支援加算		47	94	140
看護体制加算(Ⅰ)口		4	8	12
看護体制加算(Ⅱ)口		9	17	25
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口		19	37	55
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口		22	43	64
個別機能訓練加算(Ⅰ)		13	25	37
若年性認知症入所者受入加算		122	244	365
外泊時の費用		250	499	749
外泊時在宅サービス利用費用		568	1,136	1,704
初期加算		31	61	92
再入所時栄養連携加算		203	406	609
退所前訪問相談援助加算		467	933	1,400
退所後訪問相談援助加算		467	933	1,400
退所前連携加算		507	1,014	1,521
経口移行加算		29	57	85
看取り介護加算(Ⅰ)				
①死亡日以前31日～45日		73	146	219
②死亡日以前4日～30日		146	292	438
③死亡日前日、前々日		690	1,379	2,069
④死亡日		1,298	2,596	3,894
在宅復帰支援機能加算		11	21	31
在宅・入所相互利用加算		41	81	122
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3	6	9
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4	8	12

認知症行動・心理症状緊急対応加算	203	406	609
新興感染症等施設療養費	244	487	730
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23	45	67
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	37	55
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	12	18

(1回につき該当する場合のみ) 単位：円

加算項目 /回	自己負担額<1割>	自己負担額<2割>	自己負担額<3割>
退所時栄養情報連携加算	71	142	213
退所時相談援助加算	406	812	1,217
退所前連携加算	507	1,014	1,521
退所時情報提供加算	254	507	761
療養食加算	6	12	18
再入所時栄養連携加算	203	406	609
安全対策体制加算(入所時1回)	21	41	61

(1月につき該当する場合のみ) 単位：円

加算項目 /月	自己負担額<1割>	自己負担額<2割>	自己負担額<3割>
協力医療機関連携加算(Ⅰ)~R7.3.31	102	203	305
協力医療機関連携加算(Ⅰ)R7.4.1~	51	102	153
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	10	15
特別通院送迎加算	603	1,205	1,807
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	153	305	457
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	122	244	365
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11	21	31
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	10	15
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102	203	305
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	21	31
個別機能訓練加算(Ⅱ)	21	41	61
個別機能訓練加算(Ⅲ)	21	41	61
ADL維持等加算(Ⅰ)	31	61	92
ADL維持等加算(Ⅱ)	61	122	183
経口維持加算(Ⅰ)	406	812	1,217
経口維持加算(Ⅱ)	102	203	305
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	92	183	274
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	112	223	335
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	6	9
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14	27	40
排せつ支援加算(Ⅰ)	11	21	31
排せつ支援加算(Ⅱ)	16	31	46
排せつ支援加算(Ⅲ)	21	41	61
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41	81	122
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	51	102	153

(2)介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算について

☆介護職員等処遇改善加算の算定式

サービス利用総単位数×加算率(以下のいずれかとなります)

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)14.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)13.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)11.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)9.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)12.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)11.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)12.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)11.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)10.1%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)9.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)9.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)9.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)8.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)7.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)7.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)7.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)6.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)4.7%

(3)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①電気製品使用料(TV、冷蔵庫、冬期は電気毛布、電気アンカなど)

個人専用で使用される電気製品1品目に付き

利用料金:1日あたり 50円

②事務手数料

○契約者が施設でお過ごしになる中で発生する事務的な経費の一部ご負担いただきます。

利用料金:1日あたり 50円

※入院及び外泊の期間も料金が発生します。

○管理責任者:事務長

○担当者:事務員、生活相談員、介護支援専門員

③理髪・美容サービス

月に2回、理美容師の出張による理美容サービス(調髪、顔剃り、洗髪、毛染め、パーマ)をご利用いただけます。

利用料金:1回当たり 要した費用の実費

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費をご負担いただきます。

⑤施設の標準献立以外提供する食事等

契約者のご希望に基づく。

- ・嗜好として特別に希望する食事等
- ・特別に希望する飲み物類
- ・喫茶
- ・希望により選定する菓子類及び栄養補助食品類

利用料金:1回当たり 要した費用の実費

⑥居住費、食費

契約者が入所される居室の使用料並びに食費を下記のとおりお支払いいただきます。

(1日あたり 単位:円)

契約者負担段階	居住費	食費
第1段階	880	400
第2段階	880	490
第3段階①	1,370	750
第3段階②	1,370	1,460
第4段階	2,066	1,780

- ・食費には、おやつ代を含みます。
- ・居住費は、入院・外泊をされた場合もお支払いいただきます。

入院・外泊時の居住費の取扱い

入院・外泊期間	適用される居住費
同一个月内の場合(最大6日間)	契約者負担段階に応じた費用
2ヶ月にわたる場合(最大12日間)	
上記を超える場合	2,066 円/日

⑦医療

当事業所の嘱託医による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療につきましては、個人病院の眼科、耳鼻咽喉科等、他の医療機関による通院、入院により対応し、医療保険適用により必要な費用は別途自己負担をして頂くこととなります。

⑧契約書第 23 条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として、下記の料金並びに1日当たり居住費 2,066 円、食費 1,780 円をお支払いいただきます。

(1日あたり 単位:円)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
サービス利用負担額	6,793	7,503	8,264	8,984	9,683

契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 6,500 円

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第 7 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月10日に請求書を発行いたします。お支払い方法につきましては、原則として契約者の指定された預金口座より自動口座振替とさせていただきます。振替日は毎月27日(休日の場合は翌営業日)となります。また、手続の都合などで自動口座振替ができない場合は、請求書を受取られた月の末日までにお支払い下さい。自動口座振替・ご入金の確認ができましたら領収書を発行いたします。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①協力医療機関

1) 名称	大垣バイパス医院
所在地	大垣市中野町5丁目419-1
診療科	総合
TEL	0584-81-6781

2) 名称	大垣徳洲会病院
所在地	大垣市林町6丁目85-1
診療科	総合
TEL	0584-77-6110

3) 名称	大垣市民病院
所在地	大垣市南類町4丁目86
診療科	総合
TEL	0584-81-3341

②協力歯科医療機関

名称	大垣歯科医師会
所在地	大垣市恵比寿町南7丁目1番14
TEL	0584-81-6540

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。(契約書第6章参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・2と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。) ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1) 契約者からの退所の申し出(中途解約、解約) (契約書第18条、第19条参照)

契約の有効期間中であっても、契約者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所申出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② 契約者が入院された場合 ③ 事業者もしくは従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくは従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくは従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つ |
|---|

け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(解約) (契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に鼻腔栄養、長期の点滴管理が必要と判断された場合。
- ② 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第 22 条参照)

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき 6 日以内 (連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊) の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定した退院日より早く退院された場合等、退院時に事業者の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解約する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第 21 条参照)

契約者が当事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介○居宅介護支援事業者の紹介○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

7. 身元引受人について

契約締結にあたり、身元引受人の選定をお願いしております。

また、入所契約が終了した後、当事業所に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 24 条参照)

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。なお、当事業所が残置物引取りに係る業者を紹介することは致しません。

8. 緊急時における対処方法

(1) 緊急連絡等

従事者等は、契約者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族等に速やかに連絡します。

(2) 救急車等の手配

緊急事態発生時でご家族等あらかじめ決められた緊急連絡先との連絡が取れない場合は、事業者の判断で搬送先等を決定します。

9. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止の為の措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

責任者 施設長：佐久間 弘幸

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

安全対策担当者 施設長：佐久間 弘幸

12. 苦情の受付について(契約書第 27 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 介護支援専門員 天岡 美佐子・船田 恵美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

緊急の場合はこの限りではありません。

また、苦情受付ボックスを清心苑南館及び清心苑北館の各1階事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大垣市介護保険課	所在地 大垣市丸の内2丁目29番地 電話番号 0584-81-4111 FAX 0584-81-6221 受付時間 8:30 ~ 17:00
岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内)	電話番号 058-278-5136 受付時間 平日 9:00～17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口)	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9:00～17:00

13. 事業所利用の留意事項

(1) 来訪・面会

来訪者は、面会時間を遵守し、その都度来所者カードに記入し、職員に申し出てください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅時間等を外出・外泊届に記入し、職員に申し出てください。

(3) 嘱託医師以外の医療機関への通院

原則として、職員は付き添いませんので、契約者・ご家族の責任において受診して頂きます。

(4) 居室・設備・器具の利用

事業所内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。

また、ご自宅で使用されていた愛用品等で、当事業所の事前承認されたものを持ち込むことも可能です。

(5) 喫煙

決められた場所以外での喫煙は、ご遠慮ください。

(6) 迷惑行為等

騒音等、他の契約者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の契約者の居室等に立ち入らないようにしてください。

(7) 宗教活動・政治活動

施設内では、他の契約者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

(8) 動物飼育

施設内へのペットの持ちこみ及び施設内での飼育はお断りします。

(9) その他

契約者が死亡された時、葬儀場の手配等をご家族でお願いいたします。

14. 個人情報提供に係る同意書

契約者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

- (1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。
- (2) 施設サービス計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること
- (3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること
- (4) 厚労省が実施する「LIFE(科学的介護データベース)」に、個人に関する心身状況等の情報を提供すること。

<個人情報提供に係る事業所の遵守事項>

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。
- (2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

15. 写真・動画に係る同意書

当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した写真(画像)を事業所が発行する広報誌やホームページ等に使用させていただきます。

同意する

同意しない

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行いました。

契約者の自己負担額は（ 1割 ・ 2割 ・ 3割 ）となります。

指定介護老人福祉施設事業者 社会福祉法人 清心会

指定介護老人福祉施設事業所 特別養護老人ホーム清心苑

説明者職名 _____

氏 名 _____ 印

本契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者が契約者とその家族に説明したこと並びに契約者とその家族が事業者から説明を受けたことを双方確認の上、サービスの提供開始および個人情報提供に同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、家族、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(契約者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、本人に代わり契約意思を確認し、本契約に署名致します。

(署名代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との関係 _____

(契約者の家族) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(事業者) 岐阜県大垣市矢道町1丁目303番地

社会福祉法人 清心会

理事長 清水 洋一 印